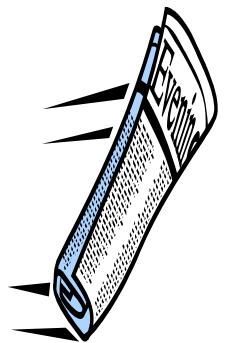


悪質な新聞勧誘にご用心！

新聞購読勧誘には強引な勧誘や虚偽のセールス・トーク、高額な景品の提供など新聞の販売や勧誘の方法の問題点が依然として見られます。

1. トラブル事例

- ・ 宅配便といわれてドアを開けたら新聞勧誘だった。
- ・ 1年契約がいつの間にか3年契約になっていた。
- ・ 景品受領証と言われて署名をしたら契約書だった。
- ・ 遠くに引っ越すので解約の相談をしたら転居先で申し込みを書けと大声で脅された。
- ・ 何年も先の契約をさせられた。



2. 対処法

- ・ ドアを開ける前に必ず用件を確認しましょう。
- ・ 必要ない場合は、はっきり断りましょう。
- ・ 署名をする場合は書面にしっかり目を通しましょう。
- ・ 契約書は必ず受領し、保管しておきましょう。
- ・ 将来的な契約はしないようにしましょう。
- ・ 訪問販売の場合は、契約書受領日から8日間はクーリング・オフにより無条件で解約できます。

商品及びサービスに係る契約等のご相談は・・・

福岡市消費生活センター

TEL:092-781-0999 (相談コーナー直通)

※電話番号のかけ間違いにご注意ください

福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階

☆市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「消費生活・各種相談」をクリック！かわら版のバックナンバーが印刷できます。

コピーして、回覧・配布などにお使いください。